

柏原市認定こども園に関するFAQ 令和元(2019)年11月1日版

1. (仮称)かしわら認定こども園について……………P 1～
2. (仮称)たまた認定こども園 について……………P 5～
3. その他認定こども園について……………P 7～

柏原市 こども政策課
育成課

(仮称)かしわら認定こども園について

No.	質問	回答
1-1	開園までのスケジュールは。新園舎での保育はいつからか。柏原西幼稚園の子どもと一緒にするのはいつからか。	令和3(2021)年4月開園に向け、令和元(2019)年10月に新園舎の建設工事が着工しました。今後のスケジュールは、令和2(2020)年11月頃に柏原保育所は新園舎へ引越し、年度内は柏原保育所として運営します。柏原西幼稚園在園児は、幼保連携型認定こども園として運営を開始する令和3(2021)年4月に新園舎へ通園することになります。なお、0歳児保育も含めた低年齢児枠の拡充は、新園舎での受け入れ準備が整い次第、令和2(2020)年中に開始する予定です。
1-2	(仮称)かしわら認定こども園は現在の柏原保育所と比べてどのような規模になるのか。	定員規模としては90名→180名の2倍、園舎の延床面積としては500㎡未満→1247.94㎡の約2.5倍になります。
1-3	定員によって認定こども園に入園できない子どもは発生しないのか。柏原西保育所や他の保育所に入所している児童は、希望すれば認定こども園に転園できるのか。柏原西幼稚園を園区としている児童は優先して入所できるのか。	令和2(2020)年度末に柏原保育所に在籍している0歳児～4歳児と柏原西幼稚園に在籍している4歳児については、他への転園希望等のない限り、令和3(2021)年4月から新たな認定こども園で教育・保育を受けることができます。これまでと同様に継続入所(園)に関する手続きは必要ですが、認定こども園となることによる新たな手続きを求める予定はありません。令和2年度以降も柏原西保育所は存続となりますことから、柏原西保育所在園児は継続して入所いただくことを基本としますが、年度当初の転園希望であれば、現在の保育所と同様の判定基準による対応となります。他の保育所に入所している児童についても同様です。認定区分によって整理しますと、1号認定児童(教育標準時間認定)については、柏原西幼稚園からの移行施設であることから、地域性を考慮した入園の仕組みを検討したいと考えています。2号・3号認定児童(保育認定)については、現在の保育所と同様に保育の必要性の高い児童を優先した入園となりますので、地域での優先は行いません。
1-4	(仮称)かしわら認定こども園の建物の平面図は示されないのか。	防犯・管理の関係上、工事説明会では詳細な図面はお示ししていません。1F部分には職員室、0・1歳児保育室、調理室を設けます。2F部分には、2・3歳児保育室、多目的室を設けます。3F部分には、4・5歳児保育室を設けます。4F部分は園庭と室外機置場になります。
1-5	園庭の広さはどれくらいか。	970㎡程度の園庭を予定しています。
1-6	園庭の一部は園舎から死角にならないか。	園庭に予定している場所の一部(南西部分)は校舎で遮られるため、見通しの悪い位置になることは認識しています。園舎の配置上発生する死角への対策を講じています。
1-7	(仮称)かしわら認定こども園の遊具はどのようなものを設置する予定なのか。	大型遊具や自然環境を再現した築山やじゃぶじゃぶ池、樹木、菜園などを配置する計画になっています。
1-8	エレベーター、エスカレーターを設置するのか。	エレベーターを設置します。エスカレーターは設置しません。
1-9	駐輪場や駐車場はつくるのか。駐車場は自由に止められるのか。	駐車場を2台設置します。敷地内に駐輪場も設けております。駐車場に関しては、十分な駐車台数を確保できなかったことや、前面歩道が通学路であること、小学校給食搬入車と送迎車が交錯しないよう安全面への配慮が必要であること等を踏まえ、入所児童の月齢やきょうだい関係等を考慮した許可制とし、利用にあたっては駐車可能時間を保護者ごとに限定する予定です。急な用事などで自動車での送迎になってしまう場合は、現在と同様に柏原駅西口市営駐車場(柏原保育所から約200m。30分駐車無料)の利用をお願いいたします。

(仮称)かしわら認定こども園について

No.	質問	回答
1-10	車での送迎が想定されるが、通学路の安全は確保されるのか。	園舎の建設に際しては、子ども達の安全に配慮した設計を実施してまいります。また開設後の安全確保につきましても、必要に応じて対策を講じてまいります。
1-11	前面の道路(市道清州今町線)には特に雨の日の送迎の時間帯に路上駐車が多く、渋滞が発生している現状を平成29(2017)年10月の設計前の計画説明会で話をしたが、それに関する対策はどのようになっているか。現在のところ何も改善されておらず、前面道路には小学生の車での送迎のための停車があること、時間調整のため停車しているバスやトラックがあること、雨の日には横断歩道上に停車・駐車している車もあることなど、このような状況が続くのであれば、いつか事故が発生してしまうのではないか。市内のどこでも路上駐車・渋滞等が発生していると思うが、事故が発生しないようにどのように対策をしていくつもりなのか。	現在の民間保育園ではほとんどが駐車場を用意されていますが、市内公立保育所には駐車場がなく、前々から検討課題として認識しており、検討・対策等を行ってきた内容です。今回計画している(仮称)かしわら認定こども園では、新たに0歳児保育を開始するなどの事情から設計の段階で1台でも多く駐車場を確保するよう努めました。結果として、法令や敷地制限等の関係から(仮称)かしわら認定こども園として2台の駐車場を確保することになりました。しかし、現在の状況では、2台では前面道路の路上駐車、渋滞等はおそらく解消できないと考えています。現在の公立保育所利用者には、入所申込時に公立保育所には駐車場がないことをお伝えし、ご了承いただいた上でご入所いただいていますので、どうしても車の送迎になってしまう場合の対策を市が保護者に求め、検討し、また、それらを守っていただくようにご理解とご協力を仰ぐのが保育所等の役目であると考えています。地区は違いますが、近隣の月極駐車場を保護者が借りておられるなどの例もあります。柏原保育所のケースでは、送迎や荷物の状況も重々理解できますが、現在は車での送迎を禁止している立場ですので、保護者には車での送迎をやめていただき、必要なときには近隣のコインパーキングや柏原駅西口自動車駐車場(30分無料)を利用いただくなど保護者にご理解とご協力をお願いしている状況です。これまで改善できず、ご近隣に迷惑をかけてしまっていたことについては申し訳なく思います。今後は今まで以上に強く保護者にご理解・ご協力をお願いするとともに、0歳児保育を開始すること、それに伴うきょうだい入所も増加することを想定し、新園舎開園後の駐車場の運用も含め、以下を対策として取り組んでいきます。 ① 保育所・認定こども園の送迎の時間帯など、警察と協力し、職員等で定期的に見守りを行うこと。 ② 送迎時の荷物の負担を減らすため、0歳児～5歳児まで午睡用のベッドを導入すること。 ③ 小学校の協力も不可欠になるので教育委員会などにも協力を仰いでいくこと。
1-12	工事の安全とは、どのように対応するのか。	工事車両の出入口には交通誘導員を配置し、搬出入が多い時、通学・送迎の時間帯には交通誘導員以外も監視を行い、安全を十分に確保したいと思っております。作業工程を重ねないなど、安全のための十分な対策をした上で工事を行いますが、子どもの施設が近接しているので予測不可能な事があるかも知れません。もし危険な状況を感じられたり、見られたりした時にはお声かけいただければと思います。
1-13	保育所の登降所等を避けて工事車両を通行させるとあるが、具体的には何時頃を考えているのか。	作業時間としては、8:00～18:00が基本になります。工事車両の通行については、3t以上の工事車両の通行が許可されている時間は8:30～17:00ですが、8:30～16:30を基本とするよう考えております。登降所が多い時間帯等聞き取りをしていますので、実際の状況を見ながら決定したいと考えています。
1-14	工事中の柏原保育所、柏原小学校の児童への影響はどうか。	柏原保育所は、新園舎の建設が終わるまで現園舎での保育を実施することになります。建設場所と保育所、小学校が近接していることから、工事期間中の保育・教育に与える影響は最小限に留めるよう可能な限りの配慮、対策は講じたいと考えています。具体的には、保育所の午睡時間に配慮すること、大きな音の出る工事の際にはあらかじめ保育所長、小学校長へ知らせること、工事期間中は交通整理員を配置し、工事車両は必ず作業場所内に駐車すること、工事車両の通行については学校への登下校、保育所への登降所の時間をなるべく避けて行うことなどを徹底したいと考えています。

(仮称)かしわら認定こども園について

No.	質問	回答
1-15	工事中の柏原保育所の園庭がなくなるタイミングがあるが、外遊びはどうなるのか。	新園舎の建設後、現柏原保育所の解体の際に一時的に園庭がなくなります。その期間については、2歳児までの低年齢児は新しい園舎で全身運動を促す遊びを取り入れるなど工夫していきたいと思っております。3歳児以上については、柏原西幼稚園の園庭で遊ぶなどして所外活動を充実させるとともに、交流も深めていきたいと考えています。
1-16	平成29(2017)年10月の計画説明会で地区として要望したと思うが、南側道路の拡幅について、なぜ小学校の南門あたりまで拡幅しないのか。歪な形状になるのではないのか。中途半端に広げることで車が進入してしまうのではないのか。	歪な形状にはなりますが、今回の工事では(仮称)かしわら認定こども園の敷地となる部分について、法によって必要となる道路幅を確保するための後退を行い、地区の要望である保育所南側道路の一部については拡幅されることになります。認定こども園の敷地外となる部分の拡幅については、現在のところ予定はありません。現状でも住民以外の車の進入があると聞いています。小学校南門から南に向かう通路は狭く車が通りぬけることはできませんので、拡幅することで迂回路として利用できるなどと勘違いされないように「通り抜けできません」などの看板を設け周知する予定です。
1-17	南側橋につながる部分には信号のない歩道がある。今回計画している(仮称)かしわら認定こども園では北側へ出入口が移動しており、横断歩道のない北側の橋を利用する者が増えると予想できる。北側橋に横断歩道や信号を設ける予定はあるのか。	現在のところ予定はありません。
1-18	現保育所南側の敷地外工事影響範囲とはどのような工事か。工事を行う部分の住民に説明はしているのか。	認定こども園の建設に伴って必要となる南側道路の拡幅工事のことです。工事範囲に接する住宅にお住まいの方に1軒ずつご説明させていただいております。
1-19	小学校の法不適合部分の改修とは何か。	(仮称)かしわら認定こども園の建設により敷地境界線が小学校側に近づくため、その影響をうける小学校の校舎の一部を防火設備に変更するための改修工事です。
1-20	平成29(2017)年10月の計画説明会でも話をしたが、多目的広場(あんず広場)、小学校東門内は地元や教職員が行事やイベントなどで使用している。そのスペースがなくなることについて、地区として市に代替地の確保を要望し、検討すると回答を貰っていたが、その後どうなったか。	多目的広場と小学校敷地の一部を活用し、新園舎を建設する計画としており、多目的広場はなくなることになります。また、工事中に代替地の確保はできませんでした。多目的広場については、現在、夏祭り等地域行事の際には有効な活用を図っていただいていることは、認識しております。(仮称)かしわら認定こども園の開園後に改めてご相談いただき、何処をどのような使い方をされるのか、他の場所に影響がないようにどのように配慮いただけるのかなどを協議させていただき、認定こども園の管理・運営に支障がないことを確認した上でお貸しできるかどうかを決定することになります。なお、認定こども園は土曜日でも開園していますので、お貸しできるとしても認定こども園がお休みの日になります。
1-21	なぜ、柏原西保育所ではなく柏原保育所を認定こども園化するのか。	平成29(2017)年7月に策定しました基本計画では、柏原西幼稚園と柏原西保育所との統合による認定こども園を検討しておりました。今回の再編整備計画で柏原保育所と柏原西幼稚園との統合に方針が変更された理由は以下のとおりです。 <ul style="list-style-type: none"> ・公立保育所のうち、柏原保育所が最も狭小であり低年齢児枠が少ないこと ・公立保育所のうち、柏原保育所が最も築年数が経過していること ・保護者にとっての利便性 ・周辺道路の状況 ・小学校との位置関係 ・教育・保育の継続性

(仮称)かしわら認定こども園について

No.	質問	回答
1-22	(仮称)かしわら認定こども園が民営化されることはないのか。	公立の就学前児童施設として開設を予定しており、民営化する予定はありません。
1-23	柏原小学校と(仮称)かしわら認定こども園が一体化し、一貫校になるということか。	柏原小学校敷地の一部と多目的広場、現柏原保育所を活用して柏原西幼稚園と柏原保育所を統合した認定こども園を開設するもので、小学校との一貫校になるということではありません。小学校敷地と認定こども園敷地はフェンス等で区切られることになります。
1-24	柏原西幼稚園の跡地はどうなるのか。	令和3年度の認定こども園の開設に併せ、柏原西幼稚園は廃園とすることを予定しています。廃園後の幼稚園施設については、有効的な活用方法を市全体で検討してまいります。
1-25	柏原西保育所は今後、どのような検討をしていくのか。	当面は、柏原西保育所として存続していきます。その後は、就学前児童数の推移や保護者の保育需要を見定め、あり方について検討していきます。

(仮称)たまた認定こども園について

No.	質問	回答
2-1	なぜ玉手幼稚園で認定こども園化ができないのか。	幼保連携型認定こども園に関する施設・設備等の基準があり、玉手幼稚園では、例えば調理室がない、部屋数が足りないなどの理由により、現在の玉手幼稚園と円明保育所の統合では基準を満たせないためです。
2-2	認定こども園に移行することによって、令和3年度の玉手幼稚園年長児(5歳児)のみ環境を変えることになる。幼稚園の小規模化によって手厚い保育になるなどのメリットもあると思うが、玉手幼稚園に通うことはできないのか。	教育上望ましい集団活動が実施できる環境として教育委員会が定めた「1学級15名」という基準があります。公立幼稚園は小規模での運営を想定したのではなく、結果的に少人数になっているというのが現状です。そのため、現在の予定では、円明保育所が認定こども園になる令和3年4月をもって玉手幼稚園は廃園する予定です。
2-3	円明保育所は園庭が狭いと思うが、運動会などは開催できるのか。	現在でも検討課題ではありますが、定員が増えることにより、近隣施設に余裕があればご協力いただき代替地として活用するなど検討を続けていきたいと考えています。
2-4	認定こども園となって施設の建替えはしないのか。	現在のところ、建替え等の予定はありませんが、新園舎候補地の選定、今後想定される施設の改修費用などを総合的に考慮しながら検討を進めていきたいと考えています。
2-5	(仮称)たまた認定こども園での0歳からの低年齢児保育や1号認定の3年保育の予定はあるのか。	現在のところ、2・3号認定については、円明保育所と同内容での保育(満1歳6か月～)を想定しています。1号認定の3年保育については、今後の保育ニーズと認定こども園の収容能力を踏まえ、検討を進めます。

その他認定こども園について

No.	質問	回答																																
3-1	認定こども園とは何か。 認定こども園になることでどのようなメリットがあるのか。 誰が利用できるのか。	<p>【認定こども園とは】 幼稚園で実践している幼児期の教育と保育所で実践している保育を一体的に提供する施設です。併せて、様々な子育て支援事業を通じて地域における全ての子育て家庭に寄り添う施設です。</p> <p>【メリット】 児童の年齢によっては、保護者の就労の有無や就労の変化に対応できる施設であること。 →保護者の就労状況など変化に関わらず小学校入学まで退園することなく通える施設になる。</p> <p>【利用者】 1号認定:要件無し 2号・3号認定児童:保育を必要とする事由がある児童</p>																																
3-2	園区はあるのか。	園区は、現在の幼稚園区と同じです。																																
3-3	認定こども園の開園時間はどうか。 1号認定児童と2号認定児童の過ごし方に違いはあるのか。 1号認定児童と2号認定児童の保育時間の違いで差は出ないのか。 長期休み期間はどうか。	<p>基本的な1日のながれは右図をご覧ください。 認定こども園としての開園時間は7:30～19:00とする予定ですが、認定区分や保育必要量に応じて利用できる間は異なります。この違いについては、配慮が必要な事項であると認識しており、現在、幼稚園教諭、保育士による研究会で、1号認定児童の降園の際の声掛けや環境づくりについて検討しています。 保育時間の違いによる差については、1・2号認定が共通する時間は同じクラスで教育的活動を行います。2号認定のみになる時間は季節ならではの遊びを工夫する等、家庭的な保育を行います。 また1号認定は、原則土曜日は休みとなり、夏休みなどの長期休みもあります。2・3号認定は保育所と同様に必要に応じて原則月曜日～土曜日まで利用することができます。</p>																																
<p style="text-align: center;">認定こども園での基本的な1日のながれ (イメージ)</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th>時間</th> <th>1号認定 (保育を必要としない 3～5歳児)</th> <th>2号認定 (保育を必要とする 3～5歳児)</th> <th>3号認定 (保育を必要とする 0～2歳児)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>7:30</td> <td>登園</td> <td>順次登園</td> <td>順次登園</td> </tr> <tr> <td>9:00</td> <td>教育的活動</td> <td>教育的活動</td> <td>家庭的保育</td> </tr> <tr> <td>12:00</td> <td>昼食</td> <td>昼食</td> <td>昼食</td> </tr> <tr> <td>14:00</td> <td>降園</td> <td>午睡</td> <td>午睡</td> </tr> <tr> <td>17:00</td> <td>降園</td> <td>家庭的保育</td> <td>家庭的保育</td> </tr> <tr> <td>18:30</td> <td>延長保育</td> <td>延長保育</td> <td>延長保育</td> </tr> <tr> <td>19:00</td> <td>降園</td> <td>降園</td> <td>降園</td> </tr> </tbody> </table>			時間	1号認定 (保育を必要としない 3～5歳児)	2号認定 (保育を必要とする 3～5歳児)	3号認定 (保育を必要とする 0～2歳児)	7:30	登園	順次登園	順次登園	9:00	教育的活動	教育的活動	家庭的保育	12:00	昼食	昼食	昼食	14:00	降園	午睡	午睡	17:00	降園	家庭的保育	家庭的保育	18:30	延長保育	延長保育	延長保育	19:00	降園	降園	降園
時間	1号認定 (保育を必要としない 3～5歳児)	2号認定 (保育を必要とする 3～5歳児)	3号認定 (保育を必要とする 0～2歳児)																															
7:30	登園	順次登園	順次登園																															
9:00	教育的活動	教育的活動	家庭的保育																															
12:00	昼食	昼食	昼食																															
14:00	降園	午睡	午睡																															
17:00	降園	家庭的保育	家庭的保育																															
18:30	延長保育	延長保育	延長保育																															
19:00	降園	降園	降園																															
3-4	認定こども園での教育・保育内容は、幼稚園と保育所と違いはあるのか。	認定こども園では、幼稚園教育要領や保育所保育指針と同様に位置づけられた、認定こども園教育・保育要領に基づき教育・保育を実施することから、幼稚園、保育所と大きな違いが生じることはありません。																																
3-5	認定こども園になることで新たな手続きは必要なのか。	認定こども園に移行することで新たな手続きを求める予定はありません。																																

その他認定こども園について

No.	質問	回答
3-6	認定こども園になることで利用料はどうなるのか。	認定こども園に移行することで変更になることはなく、現在の公立保育所・幼稚園と同様です。1号・2号認定児童は無償です。3号認定児童に関しては、市民税非課税世帯は無償になります。(延長保育料、実費で徴収されている費用は対象外)
3-7	教育・保育料以外の費用負担はどうなるのか。新たに用意しなければならない物品等(制服、靴、教材等)は決まっているのか。	教育・保育料以外の負担については、公立幼稚園、公立保育所で徴収をお願いしている金額と同程度の負担をお願いすることを基本として検討していますが、認定こども園となることで新たな負担をお願いすることもあります。ただし、新たな負担をお願いするとしても過度な負担は避けなければならないと考えており、先進市等の事例を参考にしながら、また、運営方針・保育内容等と照らし合わせて子どものために必要なかどうかを教育保育研究会等で検討し、保護者の方々のご意見を参考にしながら決定していきたいと考えています。
3-8	給食はどうなるのか。	1号認定も含め、全ての子どもに給食を提供する予定です。
3-9	公立での0歳児保育は初めてだが大丈夫か。	現在公立保育所では満1歳6か月(柏原保育所は満1歳8か月)以上の児童からの保育を実施しています。令和2(2020)年度からの乳児保育の開始に向け、外部有識者にも参画いただきながら保育士と幼稚園教諭が研究検討を行うとともに、他園への視察等による研修を重ね、保護者の方々に安心感を持っていただけるよう準備してまいります。
3-10	認定こども園になることは決定事項なのか。	基本計画のとおり進めていきたいと考えています。
3-11	認定こども園となることで私立施設と競合することにならないのか。	認定こども園への再編は、待機児童解消等の市が抱える喫緊の課題を解決するためのもので、私立施設と競合することはないと考えています。公立施設、私立施設のそれぞれに特徴があり、保護者にとっては選択肢が1つ増えることになります。平成29年3月に改訂(定)・告示され、平成30年4月から施行された「幼保連携型認定こども園教育・保育要領」、「幼稚園教育要領」、「保育所保育指針」において、認定こども園・幼稚園・保育所といった就学前児童施設での子どもたちの教育・保育内容が共通化されたこともあり、幼稚園でも保育所でも認定こども園であっても、また、公立施設でも私立施設であっても市全体が一丸となって子どもたちが健やかにのびのびと育ち、子ども一人ひとりが学びをつなげていける環境を作り上げていかなければならないと考えています。
3-12	PTAや父母の会はどうなるのか。	認定こども園における保護者会組織については、今後保護者の方々の意向を伺いながら協議の場を設けることができると考えております。これからも子ども達にとって必要な組織については、存続していただければと考えています。
3-13	小学校との連携はどうなるのか。	小学校との連携については、認定こども園、幼稚園、保育所といった施設の形態に関わらず就学前施設での教育・保育が、スムーズに義務教育に繋がっていくよう小学校の協力も得ながら「幼児教育と小学校教育の接続」の研究をすすめてまいります。
3-14	保育士の不足について、労働が過重すぎるのではないのか。	全国的には潜在保育士が80万人と言われており保育士不足は重大な問題として取り上げられています。市においても保育士不足による影響があり、基本計画においても解決しなければならない課題であると認識しています。過重労働については、実際のところ、園によって異なるものと考えており、市としては所長、園長らの職員に対する心身のケアを十分に魅力的な職場となるように努めていきたいと考えています。